

# 広陵町建築工事検査要領

## (目的)

第1 本要領は、広陵町（上下水道所管部署を含む。以下「町」という。）が発注する建築工事（設備工事を含む。以下「建築工事」という。）の検査の実施について、必要な事項を定め、もって請負契約の適正な履行の確保又はその受ける給付の完了の確認を行うとともに、適正かつ能率的な施工の確保を目的とする。

## (総則)

第2 建築工事の検査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び本要領の定めるところによる。

## (用語の定義)

第3 この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

### (1) 検査

検査とは、建築工事が契約書、設計図書、共通仕様書（施工管理基準を含む）、特記仕様書及びその他の各種基準等（以下「契約図書」という。）に基づき適正に履行されたかどうかの確認を行うことをいい完成検査、既済部分検査、完済部分検査、部分使用検査及び中間技術検査をいう。

### (2) 検査職員

検査職員とは、町が発注する建築工事の検査を行うため町長が任命した職員をいう。

### (3) 監督職員

監督職員とは、広陵町建築工事監督要領（令和2年5月21日付け広総第44号）第5に定める職員をいう。

### (4) 完成検査

完成検査とは、建築工事の完成を確認するための検査をいう。

### (5) 既済部分検査

既済部分検査とは、建築工事の既済部分を確認するための検査及び建築工事の打切りや契約の解除により、既済部分の確認をするための検査をいう。

既済部分検査には、債務負担行為を設定した建築工事における年度割を支払うための年度精算検査を含むものとする。

(6) 完済部分検査

完済部分検査とは、建築工事の完成前に設計図書で予め指定された部分の工事目的物が完成した場合に行う検査をいう。

(7) 部分使用検査

部分使用検査とは、建築工事の完成引渡し前に使用する部分を確認するための検査をいう。

(8) 中間技術検査

中間技術検査とは、建築工事の施工途中において、事後確認が困難なこと等から実施状況を確認するための検査をいう。

(9) 確認

確認とは、書類、機材及び施工状態等について、契約図書のとおり履行されているか否かの確認行為をいう。

(10) 注意

注意とは、比較的簡単な事項で容易に修正若しくは補修等ができる程度の不都合をいう。

(11) 指摘

指摘とは、注意以外の不具合並びに契約図書との不適合事項をいう。

(12) 修補等

修補等とは、注意及び指摘事項について、修正若しくは補修等を行うことをいう。

(13) 指示

指示とは、検査の結果について修補等の事項がある場合、修補等を実施させることをいう。

(検査職員の任命基準)

第4 総務課長は、公共事業の監督職員の経験が通算3年以上の職員又は総務課長が特に必要と認めた職員を検査職員資格を有する者として、毎年度の検査職員資格者名簿に登載するものとする。

2 町長は、前項に規定する名簿のうちから、検査職員を任命するとともにその身分を示す証明書を発行するものとする。

(検査員の指名)

第5 総務課長及び工事主管課長は、次に掲げる区分によって検査職員のうちから検査員を指名するとともに、執行を命ずるものとする。

(1) 1件当たりの契約金額が1,000万円以上の建築工事は、総務課長が指名した検査員2人以上により、また130万円以上1,000万円未満の建築工事は検査員1人以上により検査を行うものとし、この場合における検査員は当該建築工事の監督職員以外の職員を指名するものとする。

(2) 1件当たりの契約金額が130万円未満の建築工事は、工事主管課長が指名した検査員1名以上によって検査を行うものとし、この場合における検査員は、当該建築工事の監督職員以外の職員を指名するものとする。

(検査の時期等)

第6 各検査は、次の各号に定めるときに行うものとする。

(1) 完成検査

当該建築工事の受注者から工事完成届の提出があったとき（130万円以上の建築工事にあつては、工事主管課長から総務課長に対して建築工事完了報告書（建築第1-1号様式）の提出があったとき。）とする。検査の結果、適合であれば、引渡書の提出により発注者へ引渡しが行われ、代価を支払うものとする。

(2) 既済部分検査

当該建築工事の受注者より請求があり、工事主管課長から総務課長に対し既済部分検査依頼書（建築第1-2号様式）の提出があったときとする。検査を実施し、契約で定められた出来高を確認した上で、出来高に応じた代価を支払うものとする。なお、出来高と認められた建築工事の完了部分については、発注者に引渡されることなく、受注者において引き続き管理するものとする。

(3) 完済部分検査

当該建築工事の受注者より指定部分完成通知があり、工事主管課長から総務課長に対し完済部分検査依頼書（建築第1-2号様式）の提出があったときとする。検査の結果、適合であれば、指定部分引渡書の提出により指定部分の引渡しが行われ、代価を支払うものとする。

(4) 部分使用検査

当該建築工事の一部分を使用しようとする場合であって、当該建築工事受注者の使用同意承諾を得たときに行い、検査は工事主管課長から総務課長に対し部分使用検査依頼書（建築第1－2号様式）の提出があったときとする。

(5) 中間技術検査

建築工事の施工途中において、工事主管課長から総務課長に中間技術検査依頼書（建築第1－2号様式）の提出があったときとする。なお、検査の結果、適合であっても、代価の支払いや引渡しは行わない。

（検査の通知）

第7 総務課長は、第6に係る検査を実施しようとするときは、検査通知書（建築第2号様式）により工事主管課長に通知するものとする。

（検査の内容及び技術基準）

第8 検査の実施は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 検査は、請負工事が契約図書等に基づき適正に施工されたかどうかを確認するため、内業検査（書類検査）及び外業検査（実地検査）により行うものとする。
- (2) 既済部分、完済部分検査は、出来高設計書と現地の出来形状況の確認により行うものとする。なお、工場製作に係る出来形検査は、前号の規定にかかわらず、原則として、監督職員による出来形に係る確認の結果（受注者から提出された検査報告等も含む。）を踏まえ、書類検査を行うものとする。
- (3) 検査職員は、請負契約の適正な履行の確認だけでなく、受注者や主任（監理）技術者の技術力の評価も併せて行うものであることを認識し、事実を正しく判断して厳正に行うものとする。
- (4) 検査は、広陵町建築工事技術検査基準（令和2年 月 日付け広総第47号）及び広陵町建築工事検査指針（令和2年 月 日付け広総第46号）に基づいて行うものとする。
- (5) 検査職員は、検査の実施に当たって重大な疑義が生じた場合、速やかに検査命令者と協議するものとする。

（検査の協力）

第9 検査時の協力体制は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 検査職員は、当該建築工事の監督職員及び受注者から検査に必要な契約図書等の提示又は検査に必要な事項の説明を求めることができるものとする。

(2) 監督職員は、前号の規定により、検査員から資料の提示又は説明を求められた場合は、受注者に対し求めに応じるよう指示するとともに、検査職員に協力しなければならない。

(3) 監督職員は、検査に際して、検査準備書類等に定める書類及び用具等を準備するものとする。

(修補等の検査)

第10 修補等の検査は、次の各号に定めるものとする。

(1) 監督職員は、検査完了後、修補等の必要が生じた時は検査指示書（建築第3号様式）により、受注者に修補等の内容を指示するものとする。

(2) 受注者は、検査指示書に処置事項を記入し、監督職員の承認後、速やかに修補等の処置を行うものとする。なお、修補等の完了後は検査指示書に確認印を押印し、監督職員へ報告するものとする。

(3) 監督職員は、受注者から検査指示書による修補等の完了報告を受理したときは、速やかに修補等の完了状況を確認し、検査指示書に押印の上、検査職員に対し検査指示書を添えて、再検査（再確認）を依頼するものとする。

(4) 検査職員は、修補等の完了報告を受けた時は速やかに検査記録書又は現場確認等により、修補等の再検査（再確認）を行うものとする。なお、修補等の完了確認後は、検査指示書に押印の上、監督職員へ報告するものとする。

(検査の中止)

第11 検査職員は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに検査を中止するとともに、検査命令者に報告し、その指示を受けなければならない。

(1) 受注者、現場代理人又は主任技術者等が検査の執行を妨害したとき。

(2) 建築工事の施工状況が、設計図書に著しく相違するとき、または建築工事に重大な欠陥があるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、検査の実施が困難となったとき。

2 検査命令者である総務課長は、前項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、契約書第47条の規定に基づく契約の解除を含め、適切な措置を講ずるよう当該契約を担当する工事主管課長に求めるものとする。なお、130万円未満の工事の場合、検査命令者である工事主管課長が契約書第47条の規定に基づく契約の解除を含め、適切な措置を検討するものとする。

(検査結果の決裁)

第12 監督職員は、完成検査完了後遅滞なく当該検査の結果について、広陵町建築工事成績評定要領（令和2年5月21日付け広総第48号）に基づき工事成績の評定を行い、工事完成検査（成績評定）書（建築検第4号様式）に工事成績採点表（建築第4-1号様式から建築第4-3号様式まで）、細目別評定点採点表（建築第5-1号様式から建築第5-2号様式まで）、考査項目別運用表（別紙1. 2. 3）、工事写真及び検査状況写真を添付し、総務課長合議の上、広陵町役場事務決裁規程（昭和37年7月訓令甲第1号）に基づく決裁権者（以下「決裁権者」という。）の決裁を得るものとする。ただし、130万円未満の工事、簡易な維持修繕工事、仮設工事、建物の解体・撤去工事等にあつては完成検査書（建築検第5号様式）に工事写真及び検査状況写真を添付し決裁権者の決裁を得るものとする。

2 監督職員は、既済部分検査を完了した場合、既済部分（年度精算）検査書（建築第6号様式）に出来高設計書、出来形状況写真及び検査状況写真を添付し、決裁権者の決裁を得るものとする。

3 総務課長は、「広陵町建設・建築工事成績評定に関する規程」に基づき、検査の評定を遅滞なく受注者に通知するものとする。

(検査関係業務の適切かつ円滑な運用)

第13 関係機関及び関係者は、本要領に基づく検査関係業務の適切かつ円滑に運用するため、検査職員の充実・強化を目指し、会議、研修会へ派遣等必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。